

平成29年 9月27日
午後 2時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	朝 日 将 貴	2 番	江 崎 貴 大
3 番	加 藤 克 之	4 番	高 橋 八重典
5 番	永 井 利 明	6 番	鈴 木 みどり
7 番	那 須 英 二	8 番	三 宮 十五郎
9 番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	山 口 精 宏
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	橋 村 正 則
教 育 部 長	八 木 春 美	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	立 松 則 明
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹	総 務 部 次 長 兼 収 納 課 長	鈴 木 浩 二
民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘	民 生 部 次 長 兼 介 護 高 齢 課 長	半 田 安 利
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	安 井 耕 史	開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	水 谷 みどり
監 査 委 員 長 事 務 局 長	羽 飼 和 彦	庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行
秘 書 企 画 課 長	佐 藤 雅 人	危 機 管 理 課 長	伊 藤 淳 人
税 務 課 長	佐 野 智 雄	市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久
保 険 年 金 課 長	佐 藤 栄 一	環 境 課 長 兼 十 四 山 支 所 長	柴 田 寿 文

福祉課長	山下正己	児童課長	大木弘己
総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	村瀬修	商工観光課長	大河内博
土木課長	伊藤仁史	下水道課長	小笠原己喜雄
生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	安井文雄	図書館長	山田淳

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	石田裕幸	書記	土方康寛
--------	------	----	------

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第35号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第3 議案第36号 弥富市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第37号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第38号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第39号 平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第40号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 認定第1号 平成28年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第2号 平成28年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第3号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第4号 平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第5号 平成28年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第6号 平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第7号 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- （追加提案）
- 日程第15 議案第41号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第16 発議第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について
- 日程第17 発議第4号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

- 日程第18 発議第5号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第19 発議第6号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出
について
- 日程第20 議員派遣について
- 日程第21 閉会中の継続審査について

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後 2 時00分 開議

○議長（武田正樹君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、三浦義光議員と堀岡敏喜議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 2 議案第35号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 3 議案第36号 弥富市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について

日程第 4 議案第37号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 5 議案第38号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 6 議案第39号 平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 7 議案第40号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 認定第 1 号 平成28年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定第 2 号 平成28年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第 3 号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第 4 号 平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第 5 号 平成28年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第 6 号 平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第 7 号 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（武田正樹君） この際、日程第 2、議案第35号から日程第14、認定第 7 号まで、以上 13件を一括議題とします。

本案13件に関し、審査の経過と結果の報告を各委員長より求めます。

まず、炭竈総務建設経済委員長、お願いします。

○総務建設経済委員長（炭竈ふく代君） 総務建設経済委員会に付託されました案件は、議案第36号弥富市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について及び議案第37号平成29年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）、以上 2 件であります。

本委員会は、去る9月15日に、委員全員と委員外2名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第36号を審査いたしました。

委員より、この条例の内容はとの質問に、市側より、駒野地区を市街化区域に編入し、地区施設や用途制限等の地区計画を定めるため必要となる手続について定める条例ですとの答弁があり、さらに市長より、名古屋競馬場がトレセンへの移転が決定しており、その中で、全体の74ヘクタールのうち、未利用地の17ヘクタールを競馬場以外の土地として使っていきたいとされている。しかし、現在は市街化調整区域で用途が限定されているため、市街化区域に編入して地区計画を定めていきたいとの答弁がありました。

また、他の委員より、8月に実施された都市計画マスタープラン一部改定のパブリックコメントと今回の条例とのかかわりはとの質問に、市側より、市街化区域に編入するためには、その区域が上位計画に定められている必要があるが、現在の都市計画のマスタープランでは、競馬場が移転される駒野地区にはそのような位置づけがされていないことから、マスタープランを一部改定した上で市街化区域に編入し、よりよいまちを形成するため地区計画を定めるものですとの答弁がありました。

続いて、議案第37号平成29年度弥富市一般会計補正予算（第2号）では、委員より、地方交付税、臨時財政対策債が前年決算額と比べてふえている要因はとの質問に、市側より、算定のもとになるのは基準財政収入額と基準財政需要額との差であり、地方消費税交付金、株式等譲渡所得割交付金等の基準財政収入額へ算入する額は前年度の交付金をもとに算定するため下がり、高齢者の増加などで社会福祉費等の基準財政需要額は上昇したことにより、差が開きふえたためですとの答弁がありました。

また、他の委員より、財政調整基金繰入金は今回の補正で2億7,000万ほど減額計上されているが、実際の残額はとの質問に、市側より、17億7,000万円ほどですとの答弁があり、さらに、以前、財政調整基金は10億円ほどは必要だと言われたが、今後庁舎などがあり、10億円を下回っていく可能性があると思うが、下回った場合、復活するような予定はとの質問に、市側より、できるだけ財政調整基金を減らさないようにやっていきたい。そういった意味において行政改革を徹底的に進めていく。今後の予定は、大型事業が済んで財源に余裕ができれば積み立てを考えていきたいとの答弁がありました。

また、金魚関係団体活動助成事業の防鳥対策費補助金として110万円計上されているが、関係団体からどのような声が聞かれたかとの質問に、市側より、組合関係者全てにアンケートを実施し、平成25年度まで資材購入費を補助していたものを再度要望する声がありましたとの答弁がありました。さらに、補助はいつから使えるかとの質問に、市側より、議決をいただきましたら早期に施行予定でございますとの答弁がありました。

このような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承したことを御報告し、総務建設経済委員会の報告を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に、鈴木厚生文教委員長、お願いします。

○厚生文教委員長（鈴木みどり君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第35号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について初め5件です。

本委員会は、去る9月19日に、委員全員と委員外1名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第35号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを審査いたしました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

次に、議案第37号平成29年度弥富市一般会計補正予算（第2号）から議案第40号平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上4件を一括審査しました。

最初に、市側より説明があり、議案第38号平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）において、委員より、高額療養費増加の主な原因は、また増加の要因にC型肝炎の新薬は関係しているかとの質問に、後日、市側より、心臓の手術、がんの手術が主な増加の要因として上げられます。また、C型肝炎は実績で8件あり、投与には約3カ月かかることから高額療養費に影響される要因として考えられますとの報告がありました。

以上のような質疑がなされましたが、討論はなく、採決の結果、議案第37号から議案第40号までの4件全て全員賛成で原案を了承したことを御報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に炭竈決算特別委員長お願いします。

○決算特別委員長（炭竈ふく代君） 決算特別委員会に付託されました案件は、認定第1号平成28年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について初め7件であります。

本特別委員会は、去る9月22日に、午前9時30分より、委員全員と委員外4名の出席により開催しました。

当日は総務部、開発部、民生部、教育部の順で、それぞれ所管する一般会計及び特別会計について審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

最初に、総務部での審査では、法人市民税は前年度より減額となっているが、大きな要因は。法人市民税は今後ふえていくか、減っていくかとの質問に、市側より、税制改正により法人市民税の法人税割が12.3%から9.7%に改正されたことによる要因と考えられます。景気に左右されるため予測は大変厳しいですが、現状は対前年比やや減少となっています。また、平成28年度地方税法の改正により法人税割が9.7%から6%に改正され、平成31年10月

1 日以降に開始する事業年度から適用されるため、今後も減収は続くことが予測されますとの答弁がありました。

また、地方消費税交付金の内容はとの質問に、市側より、消費税が5%から8%に引き上げとなった平成26年4月から、引き上げ分については全額社会保障4経費、年金、医療及び介護社会保障給付並びに少子化に対処する施策に要する経費に充てることになったため、地方に配分される地方消費税分も充当している社会保障経費の内訳を明確にしていますとの答弁がありました。

続いて、開発部での審査では、狹隘道路事業で前年より実績金額が減っているが、申請者が少なかったのか、地主の協力が得られなかったのかとの質問に、市側より、実績金額だけで見ると対象地が市街化区域か、調整区域か、また地目によって大きく変わってきます。狹隘道路協議は9件ありましたが、そのうち寄附に至ったのは2件です。この事業は、基本的に個人が申請者になるので、土地所有者の了承のない地元申請は原則的にはありませんとの答弁がありました。

また、他の委員より、交通安全施設整備工事のカーブミラーの設置の14基は、凍結防止の仕様になっているかとの質問に対し、市側より、対象のカーブミラーは全て凍結防止仕様になっていますとの答弁がありました。

午後からは、民生部、教育部について審査いたしました。

民生部での審査では、委員より、市子ども会連絡協議会補助金86万円が例年より増額になっている要因はとの質問に、市側より、例年は56万円支給しているが、昨年度は、市制施行10周年記念事業のため30万円加算し支給しました。その内容は、各8学区子ども会の活動に充てた3万円ずつの補助と、10周年を記念した子ども会大会の参加賞及び景品代として支給しましたとの答弁がありました。

また、国民健康保険特別会計では、委員より、前年比と比べ決算額が全体的に減少しているが、その詳細はとの質問に、市側より、決算額については、前年度と比較してほぼ減少傾向となり、主なものとして、歳入では、被保険者数や医療費支出の減少により保険税、国庫支出金が減少し、さらに9,000万円ほど基金の取り崩しによる繰入金が増加しました。歳出では、9,700万ほどの保険給付費の減少、諸支出金では、決算額より27年度国庫負担金による返還額が大きかったことによる減少などが上げられますとの答弁がありました。

最後に教育部では、委員より、就学支援事業の入学準備金を入学前の3月中に支払えないかとの質問に、市側より、現段階では要綱上支給することはできないが、今後、既に支給しているところを参考に、周辺地域で不平等のないよう認定期間をどうするか、どの時点の所得で把握するかなどの課題を解決して、本市でも入学前に支給できるよう検討していきたいとの答弁がありました。

以上のような質疑の後、認定第1号から認定第7号までの7件について討論を行いました。

認定第1号及び認定第3号から認定第7号の6件に対し、反対討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、反対討論がありました認定第1号平成28年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成28年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第4号平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成28年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての6件については、賛成多数で原案を了承し、認定第2号平成28年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で原案を了承しましたことを御報告し、決算特別委員会の報告を終わります。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしを確認したので、これにて質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 通告に基づきまして、ただいま提案されております認定第1号平成28年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成28年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成28年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第7号平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論をさせていただきます。

下水道を除く5つの案件に共通しておりますのは、本当に今、国民の暮らしが大変である、弥富市でも市民の皆さんの暮らしが大変になっている中で、さまざまな法律で定められました健康で文化的な最低生活を守るという課題が、実はその多くが市町村長の責任として定められ、法律や条例でも定められて、当市でも施行されておりますが、やはりそういう深刻な事態が進行しているということについて、議会や、私は当局の共通の認識がなかなかつくられておらず、本当に弱者に寄り添った、弱者の権利をきちんと守るということを実行するというので、かなり私はこの間の弥富市の姿勢には新しい情勢に即応していないのではないかという懸念を持っております。

実際に、どんなふうに市民の皆さんの収入が減っているかということを見る一つの基準は、

市税収入の動向にあると思います。とりわけ、所得に応じて税金を払う個人市民税でございますが、これがこの間、1つはたび重なる増税によりまして次々と値上げをされてきたこと、それから、これは市長会を初めとする地方六団体の努力によりまして、財源の一部を所得税から住民税に振りかえる税源移譲が交付税などの不足分を補うものとして行われておりますが、こうしたものによりまして、表面的に市税がふえていたり、あるいはそんなに減らなかったことが、私は市民の皆さんの収入の減少についてきちんと理解されていない背景があるのではないかと思いますので、少し立ち入って、ここで説明させていただきたいと思います。

弥富市の個人市民税の税収の大きな流れを簡単に説明しますと、昭和62年には1人当たり4万2,000円、これは旧弥富町ですね。平成4年にはバブルの絶頂期でありますから、1人6万4,700円だったものが、平成16年には4万880円ほどになっておりました。そして、先ほども申し上げましたように、最初の老年者控除の廃止だとか、それから住民税の恒久措置と言われていました15%の定率減税が廃止をされたことによりまして、そして税源移譲が行われたことで、その後の市民税のピークは平成20年の1人当たり6万182円ですが、これが平成23年には5万3,200円に下がり、その後、さらに年少扶養控除が廃止になったことで、恐らくその当時で年間1億円ほどの増税があったというふうに税務担当者から聞いておりますが、平成28年度の実績では、これは私が昔の資料を使っていることから、日本人1人当たりということで算出した数字でございますが、5万7,988円であります。

これを見る限りそんなに減っていないというふうに表面的には見られるかもしれませんが、実際には、例えば平成27年度の国が示しております仕様で見ますと、所得税の一部を振りかえた税源移譲分が5億100万円、そして税源移譲分の振りかえ分を除いて、あるいは均等割を除いた税収のいわゆる定率減税の廃止によります増加分は2億8,900万円であります。老年控除や年少扶養家族がもう少し多いと思いますが、少なく見積もって1億5,000万円としますと、何と増税と税源移譲によってふえた税収が9億4,000万円もありまして、それで27年度にどれほど影響があるかということで見てみますと、27年度5万7,000円でございますが、2万1,800円を差し引くと3万5,000円ほど市民1人当たり税収になっているということでございます。これは既に以前からマスコミでも問題になっておりますが、実際に使える税金だとか社会保険料を除いた可処分所得は30年前より減っているというふうに言われておりますが、そのことが現実にもこのまちでも起こっておる。しかも、一方で所得格差が大きくなって、収入の多い人はどんどんふえていくということがありますので、特に底辺の人たちの暮らしは一層深刻になっております。

こうした中で、市税の最低生活を下回る人たちに対する減額や免除、あるいは長期の滞納分に対して滞納処分の停止だとか、それから延滞金の減額や免除、こういう法律や条例、規則で定められた、あるいは国税が行っているような対応が、残念ですが非常に弥富はやっぱ

り弱い。そういう制度がほとんど活用されていないというのが、介護保険や国民健康保険制度も含めてあります。

それに加えて、市や県が行っておりますさまざまな弱者支援の仕組みの中には、障がい者などに対する手当制度だとか、医療費の免除制度だとか、そういう措置もございますが、この面でもこの機会で明らかになりましたように、介護認定を受けていて、他人の支援がなければ日常生活を送ることが不便だということで介護を受けている皆さんの、平成28年度では60%が障害者手帳を持っていない、900人を超える人たちが持っていません。弥富市の身体障害者手帳、それから精神障害者福祉手帳を含めると、2,000人近い人が障害者サービスを受けているわけですが、介護を受けている人の6割近くがそのサービスから除外されておりまして、医療の無料制度だとか手当制度からも除外されておるとか、あるいは一定以上の重い障がいの人たちについては、国によります月額2万6,000円から3万3,000円相当の特別障害者手当の受給の制度もありますが、多くの人たちがこういう制度があることも知らないし、どうしたら申請することも知らないという状況が続いておりまして、この面では本当に高齢者のひとり暮らしだとか、あるいは障がい者の人たちが仕事がないとかという状況が進んでいる中で、生活保護を受けずに大変な暮らしをしている人たちも少なくないわけですから、そこの救済が、法律や市条例でも市町村長のということで定められておりますので、ここは本当に改善を急いでいただいて、市長がよく言われます市役所は市民のために働くところということが、名実ともにこうした厳しい時代に実行されることを強く求めています。

財源の問題で簡単に申し上げますが、1つは、私は今、国や地方が苦しんでいる最大の原因は、社会保障のためにといって消費税を導入しましたが、実際にはそうではなくて、この同じ時期に消費税の90%近い法人税、国税と地方税を含む法人税が減額されていることが、非常に社会保障もうまくいかないだけではなくて、財政赤字の解消もできない大きな原因になっていると思います。これまで、その最大の理由は、大企業がもうかれれば、必ずそれは中小企業で働く人たちに回るということを理由にしまして減税をやりました。

しかし、実際に減税をやった結果どうだったかといったら、先ほど発表されましたように、10億円以上の大企業法人は400兆円を超える内部留保を抱えている、しかもその半分以上が設備投資だとかそういうものではなくて、現金や株券などで賄われておりまして、働く人たちの給料に回らない、売り上げが低下した中で利益だけ上げていく、それは働く人たちの暮らしを犠牲にして、あるいはお年寄りの年金を削って、そういう負担が、費用が大企業のほうに、あるいは大資産家に流れていく。こういう仕組みの中で非常に日本の経済が循環型でないものになっておりますので、こうしたものを直していくということについては、市長も必要性を認めておりますし、国に強く要請していくということもおっしゃられておりますが、

もう1つ、そういう影響の中で、例えば愛知県は日本中で2番目に、東京都に続く財政力がある県でありますし、弥富市もこの海部地方では財政力指数でいうと、飛島村は例外ですが、それ以外では1番のところではありますが、こういうところでやっぱり大企業がもうければという大きな流れの中で、愛知県は特に大企業に対する減税を進めております。

弥富市もそうした流れの中で、企業に対する奨励交付金を平成18年度から続けてまいりましたが、こういう費用負担というのは本当に財政圧迫しており、愛知県が財政が厳しい厳しいと言っている大きい理由は、愛知県は現在は地方交付税の交付団体であります。そういう中でそういうお金を抜けば、当然、市民、県民の暮らしに回す、あるいは県行政に回す財政は厳しくなるわけでありまして、弥富市の例だけで申し上げますと、平成18年からですが、18年は頭出しみたいで、実際には19年からの、今の旧制度によります企業誘致に対する奨励金は16年間で、18年含めると17年間になりますが、実質18年間で、29年度に予定しております川崎重工の奨励金がほぼその状態で続くとすると28億円にも上ります。これは、17年で割ると年間1億8,700万円ほどになりますよね。そこへ持ってきて、その77%は実際には、この中では並ぶことのないトップ企業の川崎重工業にいくわけですから、そういうところは税制上も優遇されて、どんどん内部留保がふえていくだけと、こういう仕組みを直さない限りは、私は本当に市民の暮らしや国民の暮らしを正していくという、こういう財政運営というのはなかなか難しいのではないかと。今後、こうした問題にもしっかりと行政として、議会としてメスを入れて、どうすればこのまちが市町村長に定められている健康で文化的な、そして弱者が救済できる行財政運営ができるかをしっかりと今後も議論をさせていただきたいと思っております。

さらに、弥富市が子供の保育料や医療費の無料制度、こういうものによって相当の支出増になっておりますが、もし愛知県が子供の医療費と2級以上の精神障害者の医療制度を一般の障害者医療制度と同じにさせていただくことができれば、弥富市の年間の医療費助成費が約8,000万円ほど浮くことになります。こういうことがやはり、全国でもトップクラスの県、弥富市もそんなに豊かだというわけではありませんが、全国の市の中ではかなり上位ですよ。ね。ここの予算を有効に使う、私は一つの方向だと思いますので、ぜひ、前にも市長は、私のこの間の質問に対して、愛知県と市町村の間には随分そういう問題に対する考え方の違いがあるから、そこはやっぱり時間をかけて直していかなきゃいかんとおっしゃっておられましたが、そういう方向で打開をすることで、本当に皆さんの暮らしの願いに応える施策ができるのではないかとということを申し上げたいと思っております。

保育料につきましても、21年間、今年度まで値上げを据え置いてまいりましたが、この大きい理由はやっぱり少子・高齢化対策とあわせて、これは自民党や公明党が政権公約の中でかなり早い時期に幼児教育費を無償にするということを言うておりましたから、それもあり

まして、市長も頑張るということで頑張ってきたわけではありますが、残念ながら結果的にはできなかった。今度の選挙の中でもいろんなことを言っておられますが、そういうつけ焼き刃的なやり方で解決できないのではないのかというのが多くの国民の声であります、一日も早く国による幼児教育の無償化を実現することを通じて保育料を、特に子育て世代が安心できるものにして、少子化対策の大きな柱になるように改善されることを強く望みます。

ほかの問題でも、特に介護を受けている人たちの中で、28年度末、60%の人が障害者手帳を持っていない、あるいは特別障害者手当を受給できる条件を抱えている人がいるのではないのかという質問をして、それに対して、1つは介護の調整会議でいろいろ知らせていくとか、あるいは市としてもそういう人たちに対する丁寧な案内状を出していくとかというふうに言われましたが、実際には複雑な制度でもございますので、やっぱりこういう問題に、本当にそういう人たちに寄り添って対応できるサポーターのような、職員のOBの皆さん中でそういうことに万能のある人たちの力もおかりするとか、そういうことも含めて、本当にそういう人たちに寄り添って、一つ一つそうした制度が活用できるようにして、そういう経験を市行政の中にしっかりと蓄積していく、そして市内の支援が必要な人たちが取り残されない、こういう市政の方向に進めていただくことを強く申し上げまして、介護保険だとか後期高齢者医療制度の問題も含めて、もともと国の制度が一番市町村が困っている原因でありますので、そこを変えながら、同時に法律や条例、規則で定められているそういう人たちの権利が守られる弥富市にするために御尽力をいただきたいと思います。

最後に、集落排水事業と公共下水道事業でございますが、これは決算委員会でも述べましたが、こういう事業を計画するときに、弥富市が公共下水道の計画に入るところには、総務省のほうも、全国市町村の財政困難が大きな原因の一つになっているから、事業計画をつくるときに、実際にこのまちにふさわしい下水道事業はどうするのか、どういうものにしなければならぬのか、そして行政としての負担はどこまでできる、市民の負担はどこまでできる、それならこの範囲にということもきちんと決めてやるべきだということが、当時の総務省で文書で、市町村長だけではなくて、議会議長の皆さんにもちゃんと見てくださいという指示がありましたが、残念ながら当時の弥富町は、それは総務省が言っておることで、当時の建設省や県が大丈夫だと言っているからやると言っ、そういう議論を棚上げにしてやったのが今の計画であります。

当然これは全て服部市長の責任ではないわけではありますが、そうは言っても、これは直していくということで、今後いろんな検討していくということは申されましたが、特に集落排水事業につきましては、実際の28年度の収支でも通常の経費と、それから当然支払い利息はそれに含まれるわけですから、それを含めた支払いリスクも入るわけではありますが、それを含めて支出は1億6,000万円、ところが収入は4,900万円です30%ですね。こういう事

業を、国や県がやっていける事業だといって市町村に押しつけてきて、大規模改修の対応や対策は何もないという、こういうような計画については、私はまずそれをすぐやっていける、それからそれで収益が上がるような計画を立てて市町村に勧めた県などの責任もありますが、同時にやっぱりいろんな議論がある中で、それを顧みずに安易に県や国が言っておるから大丈夫だといってやってきた責任もありますが、やっぱり今後の計画の事業の進行や計画の中でそうした点もしっかり見据えながら、市民負担を少なくするための努力を重ねていただくと強く求めて、そういうことができるまちでもあると思いますし、しなければならないまちだということを申し上げて、反対討論とさせていただきます。

○議長（武田正樹君） 次に、平野広行議員、お願いします。

○10番（平野広行君） 私は、認定第1号平成28年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

平成28年度は弥富市制10周年に当たり、記念式典を初めさまざまな祝賀行事が行われ、全市民を挙げて祝うことができました。市政運営としては、もっと災害に強いまちづくり、もっと人に優しく健やかなまちづくり、もっと豊かで活力あるまちづくりの3点を基本方針として、これに沿った事業が適正になされたものと考えております。

平成28年度の一般会計歳入における市税収入においては82億7,242万3,000円で、対前年比3億4,209万5,000円、4.3%の増でありました。この増収の主な要因は、固定資産税の増加によるものであります。これは、市税収入の増加対策として、本市が長年継続して取り組んできました企業立地奨励金制度の効果によるものであり、評価できるものであります。

また、市税全体における収納率は97.1%で、前年度に比べ0.5ポイント上回り、収入未済額は2億2,034万円で、前年度に比べ4,065万5,000円減少し、収納対策が安定的に実行されているものとして評価できるものであります。

また、歳入全体に占める市税収入の割合は、55.5%で引き続き高い割合を占めており、今後も着実な市税収入の確保、向上に努め、また、税負担の公平性の観点からも、収納率の向上に努めていかなければなりません。

また、歳出面におきましては、土地改良事業、消防施設工事、道路改良工事、小・中学校修繕工事、子ども医療費助成事業等、限られた財源の中で市債を有効に活用し、適正に事業が執行されたと考えます。予算執行率につきましては、前年と同じ93.2%であり、本市の基本方針に基づく事業の予算執行がおおむね適正に執行されたと考えます。

また、監査委員から提出されました財政健全化審査意見書において、財政の健全度を判断する実質公債費比率を初めとする4項目の健全化判断比率についても良好であり、特に指摘すべき事項はないと報告されており、財政運営が引き続き適正に行われているものと考えます。

以上のように、平成28年度決算の状況を精査しましたところ、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと考えます。

また、先ほど述べましたように、健全財政が維持されていることを評価し、賛成に値する決算であることを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（武田正樹君） 他に討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

議案第35号から議案第40号まで、以上6件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第40号まで、以上6件は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

本日、服部市長より議案第41号が提出されました。

お諮りします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第41号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

○議長（武田正樹君） 服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 本日追加提案し、御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第41号平成29年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきましては、交通事故で損傷しました保育所バスを修理するための費用を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、議案の説明を総務部長に求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 議案第41号平成29年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ240万円を追加し、歳入歳出予算の総額を156億4,022万1,000円とするものであります。これにつきましては、8月に交通事故で損傷いたしました保育所バスを修理するため、修繕料240万円を増額計上するものであります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案を、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

堀岡議員より発議第3号から発議第6号まで4件の議案が提出されました。この際、日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号から発議第6号まで、4件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 発議第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

日程第17 発議第4号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

日程第18 発議第5号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

日程第19 発議第6号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について

○議長（武田正樹君） この際、日程第16、発議第3号から日程第19、発議第6号まで、以上4件を一括議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者である堀岡議員に提案理由の説明を求めます。

堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） それでは、ただいま提案をされております発議第3号から発議第6号まで、4件の意見書の提出につきまして、提案の理由を説明を申し上げます。

1つ目に、発議第3号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書は、平成30年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう、国に対し強く要望するものであります。

2つ目に、発議第4号愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書は、保護者負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても、国から財政措置がなされる「国基準単価」を土台に、学費と教育条件の「公私格差」を着実に是正できる施策を実施するよう愛知県に対し要望するものであります。

3つ目に、発議第5号国の私学助成の増額と拡充に関する意見書は、保護者負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、あわせて私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう国に対し強く要望するものであります。

4つ目に、発議第6号道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書は、道路事業におきまして、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定により、平成29年度までの時限措置をして補助率等のかさ上げがなされて、便利で快適な日常生活を支えるとともに、災害時には避難経路や救助活動のための道路整備を計画的に進めるために寄与しております。平成30年度以降も迅速かつ着実な道路整備により、地域の発展と安全・安心を確保するため、かさ上げ措置を継続されるよう国に対し強く要望するものであります。

以上のこの意見書4件につきましては、それぞれ関係機関に提出することを提案をするものであります。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしを確認したので、これにて質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

発議第3号から発議第6号まで、以上4件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案4件は原案のとおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第20 議員派遣について

○議長（武田正樹君） 日程第20、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

本案は会議規則第167条の規定により、お手元に配付したとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 閉会中の継続審査について

○議長（武田正樹君） 日程第21、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもちまして、平成29年第3回弥富市議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時56分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 三 浦 義 光

同 議員 堀 岡 敏 喜